



第4回「犯罪からの子どもの安全」シンポジウム

独立行政法人科学技術振興機構 (JST) 社会技術研究開発センターが進めている「犯罪からの子どもの安全」研究開発領域では平成 23 年 2 月 13 日 (日)、第 4 回となるシンポジウムを開催しました。今回は昨今、社会問題となっている子どもの虐待に焦点を当て、テーマを「『虐待かも・・・』小さなサインを、大きな支援へ」とし、さまざまな視点、それぞれの立場から、子どもの虐待防止などについて研究成果の発表や問題提起がなされたほか、パネルディスカッションでは、日本における虐待防止について今後求められる取り組みなどが活発に論議されました。

開催にあたり「犯罪からの子どもの安全」研究開発領域の総括を務める片山恒雄・東京電機大学教授が挨拶。「13 のプロジェクトがありますが、6 年計画の 4 年目で、約三分の二の期間が経過しました。あらためて非常に難しい研究に取り組んでいることを実感しています。研究のための研究ではなく、研究成果を社会の役に立つ形で実装していくのが、この領域の目的です」と領域の趣旨や取組内容の難しさなどを述べました。

続けて「研究をスタートした当時は、家庭内の問題に入り込むのは行き過ぎではな



「犯罪からの子どもの安全」
研究開発領域総括
東京電機大学教授 片山恒雄氏

いかと考えていましたが、昨今の世相を見ると、虐待問題を取り扱わずして子どもの安全は語れないかと考えるに至りました」と社会問題となっている虐待の深刻さに触れ、「10 年前と比較して 6 倍、20 年前との比較では 40 倍以上にまで増加している」とする厚生労働省発表の児童虐待相談対応件数に言及しました。

その中でも平成 20 年に法制化された「児童虐待の防止等に関する法律」で規定された出頭および捜案件数と、実際の死亡例を比較。「相談件数 4 万 2,662 件に対して、出頭要求は 28 ケース、再出頭要求

は3ケース、捜索に至ったのは僅か2ケースと報告されています。しかし、平成19年1月からの15か月間で児童虐待による死亡事例は115件で142人に上っており、公表されている数字と実態は必ずしも一致しま

せん」と虐待を発見する難しさや問題の根深さを強調するとともに、今回のシンポジウムのテーマを「『虐待かも・・・』小さなサインを、大きな支援へ」とした背景を説明しました。

前半に行われた講演では、「虐待への科学的取り組みの最前線」と題して、同領域のプロジェクト代表者である、山中龍宏氏、仲真紀子氏および、プロジェクト実施者である杉山登志郎氏の3人が登壇しました。

科学の力で虐待を発見

独立行政法人産業技術総合研究所デジタルヒューマン工学研究センター傷害予防工学研究チーム長で、緑園こどもクリニック院長も務める山中龍宏氏は「子どもの虐待をどう見分けるか」をテーマに講演。医師等が虐待か否かを明確に判断できるようにするため、虐待の事例を収集してデータベースの構築を目指しており、この研究について成果や課題を発表しました。

山中氏は「現状では虐待を判別する明確な基準がありません。われわれの研究では、一つでも多く虐待の事例を収集するとともに各種実験を重ねるなどして、虐待による症状や怪我の具合などをデータベース化しています。そのデータベースを活用して、怪我の状況や部位から、不慮の事故か、それとも虐待なのかを、明確に判別することができるようになっています。科学の力で虐待から子どもを救うための取り組みです」と説明しました。現状では、医療機関に搬送された子どもを診察した医師が、怪我の状態だけでは虐待かどうか確信が持てず、虐待を疑っても通告に踏み切れないケースが多いことから、「このシステムで身体的虐待の可能性を明確に示すことができ



独立行政法人産業技術総合研究所
デジタルヒューマン工学研究センター
傷害予防工学研究チーム長
山中龍宏氏

れば、迷った場合でも虐待を通告しやすくなり、これまで見逃されていた虐待も見つけることができます。既に過去250例を分析し、不慮の事故と虐待とでは怪我の部位が大きく異なることを解明しました。また、親の態度から虐待を見抜く取り組みも進めています。データベースにより虐待する親の傾向や特徴を把握しようとしており、データが集まれば高い確度で虐待を判別できるよう

になります」と自信を見せ、科学の力で子どもの命を救う取り組みは、実現に向けて着実に進んでいることを示しました。

司法面接の普及を

北海道大学文学研究科の仲真紀子教授は、「子どもに事実を話してもらうために」をテーマに、虐待などを受けた子どもから正確な事実を聞き出すための司法面接（フォレンジック・インタビュー：forensic interview）について紹介しました。司法面接とは、虐待などの経緯に関する情報をより正確に、情報量をより多く聴取しようとする手法です。「早い時期に、本人の言葉で自由報告させ、原則として1回の面接で、必ずビデオ録画する」、といったことが定



北海道大学文学研究科教授
仲 真紀子氏

められている英国のガイドラインなどを紹介しながら、取り組みを解説しました。

現状の面接手法について、仲氏は次のように問題を指摘しました。「虐待を受けた

子どもから事情を聴取する際に問題となるのが、話してくれない、話が進まない、落ち着かない、部屋から出てしまう、といったことです。その時、面接官は、無理やり話させたり、必要以上に情報を出して回答を誘導したり、あるいはイライラして対立したりします。しかし、そこで回答を得たとしても、客観性に乏しく信用度の低い情報になってしまいます」

また、一度問題が表面化してしまうと、友達、友達の親、自分の親、先生、校長らから聴取が行われるだけでなく、さらに被害児童が児童相談所、医師、警察、弁護士ら、実に多くの関係者から繰り返し同じ質問を受けるケースも問題視。「裁判にまで発展すると、その時点で既に最初の段階で何が起こったのか、当初はどう話していたのか、などを明らかにすることは極めて難しくなります」と繰り返し行われる面接の問題点も指摘しました。

このような現状を踏まえ、現在取り組んでいる研究を紹介。誘導をかけず、また子どもに過度の不安を与えずに自由報告を求めて、客観的に記録する手法の確立に取り組んでおり、「差し迫った状況のため、面接官はどうしてもいろいろと聞いてしまいますが、子どもへの事情聴取の問題を踏まえて、司法面接という手法で、面接法の開発やトレーニングを行っています」とし、北海道内の児童相談所や児童虐待防止協会、

日本子ども家庭総合研究所などと共同で全国の児童相談所などで研修を提供してきた実績を紹介。「現在 300 人が研修を終え、福祉の現場で司法面接が行われており、ここで得られた供述が司法システムでも用いられることを望んでいます」と結びました。

次の世代にまで連鎖する虐待

浜松医科大学児童青年期精神医学講座の杉山登志郎特任教授は、同氏が保健センター長および心療科部長を務める「あいち小児保健医療総合センター」（あいち小児センター）の子ども虐待専門外来で千人以上を診察した経験を基に、「子ども虐待と非行の関係性を探る」と題して虐待と非行（行為障害）の関係性などを紹介しました。

あいち小児センターは日本で唯一、子ども虐待専門外来を設けている病院で、この9年間で1,036人が受診。そのうち、反抗挑戦性障害は202人、行為障害が279人で、両方をあわせると全体の46.4%。反抗挑戦性障害に子ども虐待が加わると、大多数が行為障害に進むことを示唆しています。その理由について杉山氏は、「子ども虐待によって、愛着障害に慢性のトラウマが加算された病態が生じます。虐待的対



浜松医科大学児童青年期精神医学
講座特任教授 杉山登志郎氏

人関係を反復するフラッシュバックにより暴力的噴出や非行行為を行い、その後解離（かいり）性障害が生じてしまい、体験による修正や学習が期待できない状況生まれます」と解説しました。また解離によって、切り離された部分が他の人格として巣立っていくため、多重人格になる可能性も示唆しました。「フラッシュバックにより

衝動的な乱暴を働いても、その時に解離が起こるため、なぜ暴れたのか覚えていないケースが多い」と述べました。

解離性障害、PTSD(心的外傷後ストレス障害)、行為障害などが併存する可能性の高さや、多重人格障害の場合の困難度、また「放置しておく、次の世代にまで連鎖する可能性が極めて高くなります」と実例などを交えながら問題を指摘しました。

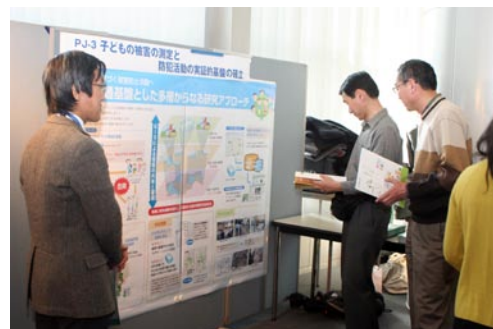
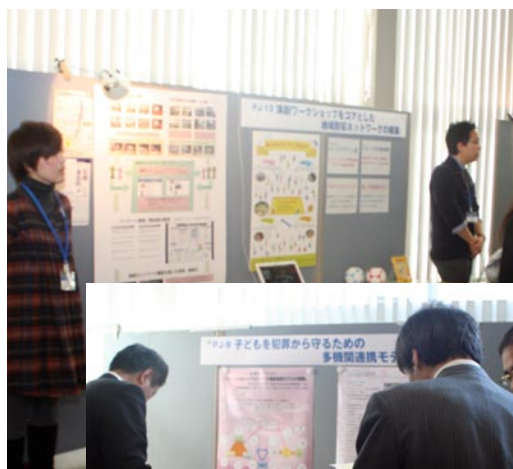
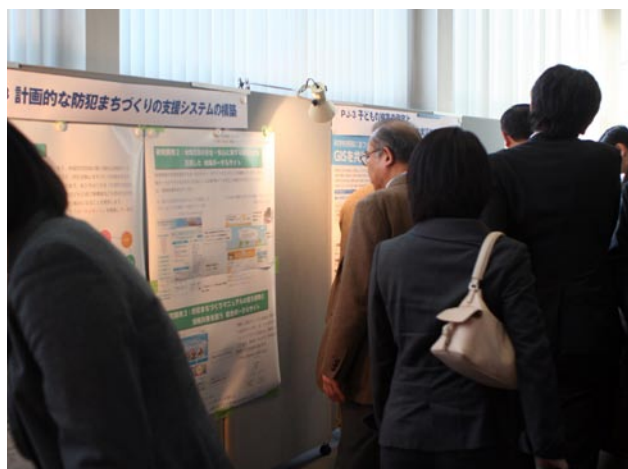
また、性的虐待については「臨床の立場から子ども虐待の問題を整理してみると、虐待の全体件数のうち性的虐待が3%というのは実態から遊離している。性的虐待は

十分に把握されていません」と指摘。

「子ども虐待は他人事ではなく、いつでもどこでも生じる可能性があります。社会的弱者に全てがしわ寄せされ、反社会的な虐待の連鎖もつくり出します。放置すると、次の世代に大きな負の遺産を残すことになります。この9年間、私は虐待された子どものケアに従事してきましたが、この取り組みは当然ながら医療機関の中だけに収まりません。チームでの取り組みが必要であることを実感しています」と各方面からの取り組みの重要性を訴えました。

13プロジェクトのポスターセッション

前半の3人の講演と、後半のパネルディスカッションを挟んで、研究開発領域が進めている13プロジェクトについて、ポスターセッションが行われました。



パネルディスカッションに先立ち、後半ではまず、国立武蔵野学院院長の相澤仁氏と日本子ども家庭総合研究所家庭福祉研究担当部長の山本恒雄氏の2人をゲストパネリストに迎えて、それぞれ研究内容や取り組みが紹介されました。

必要な親権への配慮

山本氏は、30年以上、児童相談所などの現場に関わってきた経験を基に、親権者や国・自治体、裁判所、児童相談所など、総合的な観点から介入や支援の在り方が未整理であることを訴え、今後の整理すべき課題などを述べました。

虐待現場の実態として、身体的虐待よりネグレクトによる虐待問題の方が多く、ことに触れたほか、「親権」に対する認識について「公権力は親権に直接介入しない、というのが日本の長い伝統でした。親権＝家庭のプライバシー、親権＝親の自己責任という考えをどの親も無意識に持っています。そのため、通告や安全確認などで介入すると、親権を侵害されたというイメージになってしまいます」と親の心理を分析。その上で、「子どもが怪我していても、しつけであると主張する親が多いが、虐待に対処する基本的な考え方としては、結果的に子どもの安全が損なわれているか否か、ということが重要です。保護者を名指しして“虐待”と言ってしまい、親からの抵抗を強くして、支援を求めにくくしてしまっているという実態もあります」と説明しました。

また、「(1) 子どもの安全が脅かされているおそれ、(2) 家庭養育では安全ではない可能性、(3) 子どもの安全の確認ができないおそれ—の三つがあれば通報してよいと考えています。少なくともこのうちの二つ以上が疑われれば、通告して構わないでしょう。その際に、(1) 虐待通告の義務



日本子ども家庭総合研究所
家庭福祉研究担当部長 山本恒雄氏

があることと、また(2) 通告者は必ずしも虐待の確証を得ている必要がない—という2点をしっかり説明することで、もう少し通告しやすくなるのでは、と考えています」とし、積極的に通報できる仕組みづくりにも言及しました。

さらに、山本氏は「“相談件数”は発見された件数であり、発見されずに埋没している虐待も数多く存在している」とし早期発見の重要性に言及、年齢、程度、

期間などをグラフを使い分かりやすく説明しました。また、ゼロ歳児の場合、発見されないまま虐待死に至っているケースが多いことに触れ、「足りないのは出生前の妊娠中の母親に対する援助。ただし、出生前にもかかわらず虐待の名の下に援助はできないため、トータルに子どもの安全を支援する、別の概念が必要ではないか」と問いかけました。

社会的養護にも課題

一方、児童自立支援施設で豊富な勤務経験を持つ相澤氏は、児童虐待問題に対応するコミュニティの中での社会的養護システムの在り方について問題提起。児童虐待の現状と方向性について子どもの保護支援、保護者支援に的を絞って解説しました。

社会的養護施設の現状について、被虐待経験率は里親 31.5%、児童養護施設 53.4%、常駐障害者施設が 71.6%、児童自立支援施設が 65.9%、乳児院が 32.3%と解説。「非常に高い率で虐待経験の児童が入所しています」と現状を深刻に捉えました。現場での



国立武蔵野学院院長 相澤 仁氏

経験について、「虐待をされた子ども自身は、本当は健全な方向に向かいたいと思っていますが、どうなっても良いと思うようになり、自暴自棄に陥りやすい。支援者

は、改善意欲がなく、治療意欲のない子ども達と意欲をもって24時間365日向き合い、心の交流をすることが大事になります。そうすると、子どもは徐々にエンパワーメントしてきます」と経験談を語りました。

その上で、スモール・ステップの重要性に言及。「現状の日本のシステムでは、徐々にエンパワーメントしてきた子どもに対して、直ぐに相談支援をさせるなど、いきなりハイ・ステップを要求されてしまいます。その間を埋めるような補完的なシステム、つまりスモール・ステップの仕組みが日本でも求められます。例えば、平日は施設で過ごすが、週末だけ一時帰宅するなど、徐々に次のステップへ向かうことが大事ではないでしょうか」と訴えました。さらに、里親制度について「ボランティアではなく、職業としてのプロの里親を増やしていくことも重要だと考えています。少なくとも、市区町村単位で保護までできるプロの里親がいれば、子どもはその里親のもとから地域の学校に通え、社会的な居場所を確保できるのでいい。保育施設で取り組まれている『保育ママ』のようなシステムが、社会的養護でも実現できないか。さらに国家資格化も視野に入れた取り組みを国として考えて欲しい」と提案しました。

虐待に対して何をしなければならないのか

パネルディスカッションでは、領域アド

バイザーで放送大学教授の奈良由美子氏をコーディネーターに、先の講演者、ゲスト・パネリスト2人を加えた5人が参加。奈良氏は5人のプレゼンテーションの内容を整理し、「(1) 判別が困難で通告できない、(2) 事実確認が困難、(3) 虐待の背景の複雑さ、(4) 社会支援体制の未整備—といった問題が提起されたので、特に連携の部分についてパネルディスカッションで議論したいと思います」と議事進行の方向を示唆しました。パネルディスカッションではこの四つの論点を中心に、現場の経験が長い山本氏、相澤氏の2人が他のパネリストに質問を投げかけるかたちで進められ、また来場者からの質問票を基にしたQ & Aセッションも行われました。

まず、山中氏への質問として山本氏が「守秘義務などによるデータ収集の難しさ」について質問。これに対して山中氏は、「それぞれの機関限りでデータが保持されており、提供を要請してもなかなか提供してもらえない。まずは、児童相談所や自治体・国のレベルでデータの仕様を定めて地道に蓄積していくしかない。可能なら国の事業として進めてもらいたい」と守秘義務に伴う問題の難しさを説明。また、「子どもの態度で虐待は判別できるのか」の質問に対しては、山中氏から「テキスト・マイニング（データを分析して情報を抽出する手法の一つ）で科学的な分析ができる可能性はあります。ネグレクトについても電話相談の記録をテキスト・マイニングで分析することで、将来的には可能になるかもしれません」と期待が示されました。

仲氏に対して山本氏は「司法面接の普及方法」について質問し、これに対して仲氏は「将来的に行政的な判断、司法的な判断を行う場合に、正確な記録を残しておくことが大事だということをまず認識する必要があり、その時に確実に説明できる、説得できる証拠として活用できたらいいと思います」と答えました。

また、相澤氏の「子ども自身からの告白への対処はどうしたらいいか?」という質問に対しては、「日本の子どもは大雑把で、詳細には話してくれない傾向があります。一般的に習慣となっているできごとと、特別なできごととを区別しないで話す傾向にあるため、そこを区別して話してもらうことが重要です。そのためには、面接を始める前の説明が非常に重要になります」と答えました。また来場者からは「司法面接を学校に取り入れたいのですが」という質問があり、これに対して「子ども自身の言葉で話してもらうというのは、どの場面であっても重要なことです。学校でのトラブルなどで、事実を把握する必要がある場合は、司法面接は役に立つと思います。しかし、身体的虐待や性的虐待の事案は、児童相談所に通告されて専門家に任せた方がベストではないでしょうか」と慎重な意見を述べました。

杉山氏に対しては「性的虐待により、思春期で症状が悪化してしまう際の対策」などが質問されました。杉山氏は「時間が経っても薄れない、というのがトラウマの本質。どこかの時点でトラウマ処理が必要です。一番難しいのは成人になって、多重人格障害などを持っている場合。ただし、スタッフがそろっていて医療機関との協同で対処が行われたとき、非常に重症なケースであっても、改善されているのを見てきました。精神の包括的なケアが必要です」と対策を示しました。

社会的支援体制について仲氏は、「事実

確認を機会に、連携していく道は広がりつつあります。理想を言えば、行政・司法のシステムの中に取り入れられ、法廷の場でも活用されることが望まれます」と期待を表わしました。

一方、杉山氏は、「システム全体の見直しは大事です。一つのアイデアとして、地域の中心的な学校の中に施設を作ること考えています。日本の学校システムは非常に良く機能しているという前提があり、このような子どもたちの存在を社会に認知してもらえらる仕組みが作れるのではないのでしょうか。そこから里親も出てくると考えています」と、新たな取り組みについて提案しました。

最後に奈良氏は「虐待の現場での当事者意識、問題意識を強く感じました。小さなサインをいち早くキャッチして適切で有効な社会的支援体制を育てていくためにはどうしたらいいのか、子どもの虐待に対して何をしなければならないのか、何ができるのか、何をすべきなのか、このシンポジウムが少しでも答えや手がかりを得るためのお役に立てれば、幸いです」とシンポジウム全体の開催意義について触れ、締めくくりました。



領域アドバイザー
放送大学教授 奈良由美子氏

(独) 科学技術振興機構
社会技術研究開発センター
「犯罪からの子どもの安全」研究開発領域
<http://www.anzen-kodomo.jp/>